令和８年（ヒ）第１００３号

広島市中区本川町３丁目１番５号
清算株式会社　ｉｒｏｎｉｃ株式会社
代表清算人　奥原　誠次郎

１　決定年月日　令和８年５月26日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権額一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の元金及び利息・損害金債権並びに同債権のうち元金に対する令和６年６月15日以降の利息・損害金債権の全額とする。

第２　共益的債権及び優先債権

特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。

第３　協定債権の弁済及び権利の変更

１　本協定に基づく弁済は行わない。

２　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権について、本協定の認可決定確定時に、全額の免除を受ける。

３　清算株式会社に新たな財産が発見され、第２記載の請求権等に対する弁済後に残金が生じた場合、協定債権に対して按分して弁済する（按分計算の結果生じる１円未満の金額は切り捨てるものとする。）。この場合、当該弁済額の範囲で前項の免除は遡及的に効力を失うものとする。

（別表省略）

以上

広島地方裁判所民事第４部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始